

特別養護老人ホーム喜楽園（空床型）の加算一覧（令和8年4月1日から）

療養食加算	8単位 (1回につき)	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合。（1日3食を限度）
サービス提供体制強化加算（I）	22単位 (1日につき)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%以上の場合。又は勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合が35%以上の場合。
送迎費	184単位 (1回につき)	事業所が送迎を行った場合。
夜勤職員配置加算（I）□（要支援は除く）	13単位 (1日につき)	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1名以上上回っている場合。
介護職員処遇改善加算（I）	14.0% (1月につき)	各種加算減算を加えた総単位数に乗じる。（1円未満四捨五入）

※サービス提供体制強化加算と介護職員処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象から除外となります。

基本部分

短期入所生活介護費	併設型 短期入所生活介護費	併設型 短期入所生活介護費Ⅰ (従来型個室) 併設型 短期入所生活介護費Ⅱ (多床室)	要介護 1	603単位
			要介護 2	672単位
			要介護 3	745単位
			要介護 4	815単位
			要介護 5	884単位
介護予防 短期入所生活介護費	併設型 介護予防短期入所生活介護費	併設型 介護予防短期入所生活介護費Ⅰ（従来型個室） 併設型 介護予防短期入所生活介護費Ⅱ（多床室）	要支援 1	451単位
			要支援 2	561単位

※ 単位数について

介護保険においては、サービスの単価を決めるのに「単位」と呼ばれる指標を設定しています。

厚生労働省の告示により「1単位＝10円」で計算するものと決められています。

裏面に続く

基本部分（連続61日以上短期入所生活介護を行った場合）

短期入所生活介護費	併設型 短期入所生活介護費	併設型 短期入所生活介護費Ⅰ （従来型個室） 併設型 短期入所生活介護費Ⅱ （多床室）	要介護 1	573単位
			要介護 2	642単位
			要介護 3	715単位
			要介護 4	785単位
			要介護 5	854単位

基本部分（連続31日以上短期入所生活介護を行った場合）

介護予防 短期入所生活介護費	併設型 介護予防短期入所生活介護費	併設型 介護予防短期入所生活介護費Ⅰ（従来型個室） 併設型 介護予防短期入所生活介護費Ⅱ（多床室）	要支援 1	442単位
			要支援 2	548単位

《利用者負担段階と負担限度額》

利用者 負担段階	対象者	食費	居住費	
			多床室	個室
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方	300円	0円	320円
	・生活保護等を受給されている方			
第2段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と 公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	600円	370円	420円
	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下			
第3段階 ①	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 公的年金等収入額の合計が年間120万円超	1,000円	370円	820円
	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 公的年金等収入額の合計が年間120万円超			
第3段階 ②	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 公的年金等収入額の合計が年間120万円超	1,300円	370円	820円
	・上記以外の方			
第4段階	・上記以外の方	1,570円	1,015円	
第4段階	・上記以外の方（従来型個室利用の方）	1,570円	1,331円	